

環境省告示第四百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第二項の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十五日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日

環境大臣 大塚 珠代

第四号中「適用する。」の下に「ただし、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合の検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定の適用については、検定方法告示第二の表第三号下欄口中「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。」とあるのは、「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法」とする。」を加える。